

(一財) 茨城県建築センター構造計算適合性判定

【判定の流れ】

1. 事前連絡

判定を申請しようとする方は、事前に電話又はメール等でご連絡願います。

2. 判定依頼

・申請書類

- ① 判定申請書（正副2部）
- ② 建築計画概要書（確認申請図書と同じもの）（1部）
- ③ 添付書類（正副2部）
（意匠図、構造図、構造計算書、その他必要な書類）
- ④ 委任状（1部）
- ⑤ 判定連絡票（1部）

・様式はダウンロードして下さい。

3. 申請は直接窓口に申請されるか、郵送でお願いいたします。

① 直接窓口に申請する場合。

・窓口は本部事務所です。

〒310-0852

水戸市笠原町978番30

一般財団法人 茨城県建築センター 構造部

・申請手数料は窓口で受け付けいたします。指定口座に振り込みも可能です。

・引受書を交付致します。

② 郵送で申請する場合。

・事前に物件の概要について、判定申請書・判定連絡票をメールかFAXでお知らせ願います。

構造部 029-305-7227

FAX 029-241-1214

Mail kouzou-honbu4@ibakenju.or.jp

・申請書類を郵送願います。

・手数料は指定銀行へ建築主名で振り込んでいただき、入金を確認した上で、送付していただいた申請書等に不足ない場合は、引受いたします。

(指定口座)

〒310-0852

水戸市笠原町978番30

一般財団法人 茨城県建築センター 構造部

常陽銀行 県庁支店

口座普通

口座番号 1160093

口座名義 一般財団法人 茨城県建築センター

電話番号 029-305-7300

・お振込みが確認出来しだい引受書を発行いたします。

③郵送料金をご負担願います。

④判定手数料の請求書が必要な場合はその旨申し出てください。

4. 判定

判定後のフローは補正方法をご覧ください。

5. 判定通知書の発行

①直接窓口に来られる場合

・窓口で、①判定通知書、②副本をお渡しいたします。

②郵送をご希望される場合

・郵送で①判定通知書、②副本を返送いたします。

なお、送料は当センターが負担いたします。

6. 取り下げ通知書

判定を取り下げる場合に、取り下げ届けを提出してください。

判定手数料はお返しできません。